

居宅介護支援事業所しおさい管理運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人仁摩福祉会が設置する居宅介護支援事業所しおさい（以下「事業所」という。）が行う、指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者等の心身の状況等に応じて適切な指定居宅介護支援を行い、高齢者が自立した生活を送れるよう援助することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業者は、被保険者が要介護状態となった場合においても、その可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮する。

2 事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。また、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用申込者の要介護認定の申請の有無を確認し、未申請の場合は、本人の意思を踏まえ当該申請が行われるよう、必要な援助を行う。

3 事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様なサービス提供者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

4 事業者は、保険者から要介護認定調査の委託を受けた場合は、常に被保険者に対し正確な調査を行い、また、そのために必要な新しい知識を習得するよう、研鑽に努める。

5 事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービス等が、特定の種類、または特定のサービス事業者に不当に偏することのないよう、公平、中立に行う。

6 事業者は、保険者、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努め、支援が要介護状態の軽減又は悪化の防止、又は要介護状態となることの予防に資するように行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 居宅介護支援事業所しおさい
- (2) 所在地 島根県大田市仁摩町仁万843

(職員の職種、員数および職務内容)

第4条 事業所の職員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理者（兼務常勤） 1名

(イ) 事業所を代表し、所属の介護支援専門員その他の職種の管理、利用申込の調査、業務の実施状況の把握、その他の管理業務を行う。但し、当該事業の管理上支障がない場合は、当該事業所又は同一敷地内にある他の事業所の職務に従事することができる。

(ロ) 管理者は、事業所の介護支援専門員その他の職員に、運営の基準を順守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員 6名（専従常勤5名、兼務常勤1名）

(イ) 介護相談、介護計画等の指定居宅介護支援の業務に当たる。

(3) 事務職員（兼務常勤）1名

(イ) 庶務・会計に従事する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日および12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法)

第6条 管理者は、介護支援専門員に、身分を証する書類を携行させ、初回訪問時または利用者若しくはその家族から求められた時は、これを提示すべき旨を指導する。事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用申込者または家族に対し、あらかじめ、居宅サービス計画が利用者の希望を基礎として作成されること等を説明し、理解を得る。

2 事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間の確認を行う。

3 要介護認定に係る保険者の委託調査については、調査の留意事項に精通し、被保険者に公正中立で正確な調査を行う。

4 要介護認定の更新申請は、遅くとも現在の要介護認定の有効期間が終了する1ヶ月前には行われるよう、必要な援助を行う。

5 事業所は、居宅サービス計画の作成を、被保険者と家族の意見を尊重して、医療保健サービス・福祉サービス等の多様なサービスを、サービス事業者と連携し、総合的、効果的な介護計画を作成し、被保険者の承認を得てサービス提供の手続きを行う。

6 事業者は、正当な理由なく事業の提供を拒否してはならない。また、指定居宅介護支援を受けている利用者が、下の(イ)、(ロ)のいずれかに該当する時は、遅滞なく意見を付して、保険者に通知する。

(イ) 正当な理由とは、介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービ

スの利用に関する指示に従わないこと等により要介護状態の程度を増進させたと認められる時。

(ロ) 偽りとその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとした時。

7 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図る。

(居宅介護支援事業の内容)

第7条 居宅介護支援事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅サービス計画の担当設置

管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

(2) 利用者等への情報提供

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成開始に当たっては、利用者および家族に対し、当該地区における指定居宅サービス事業者等の名簿、サービス内容、利用料等の情報を提供し、利用者にサービスの選択を求める。

(3) 利用者の課題把握

介護支援専門員は、居宅サービス計画作成に当たって、利用者の有する能力、提供を受けているサービス、その置かれている環境などの評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で、解決すべき課題を把握する。

(4) 課題把握の方法及び趣旨説明

介護支援専門員は、(3)の課題把握にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行う。この場合、面接の趣旨を十分に説明し、理解を得る。

(5) 居宅サービス計画の原案作成

介護支援専門員は、利用者、家族の希望ならびに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該地域における介護給付等の対象サービスを提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ、居宅サービス計画の原案を作成する。

(6) サービス担当者会議

介護支援専門員は、原則として居宅サービス計画の原案に位置づけたサービス担当者会議の開催、照会などにより、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、次に掲げる場合については、やむを得ない理由がある場合を除き、サービス担当者会議を開催する。

(イ) 居宅サービス計画を新規に作成した場合

(ロ) 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合

(ハ) 要介護認定を受けている利用者が要介護状態の区分の変更の認定を受けた場合

(7) 利用者の同意

介護支援専門員は、利用者またはその家族に対し、サービスの種類、内容、利用料などについて説明し、文書により同意を得る。

(8) サービスの実施状況の継続的な把握、評価

介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者、家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、実施状況の把握を行い、利用者の課題把握と必要に応じて、居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整、その他の便宜の提供を行う。

(9) 介護保険施設の紹介等

事業所は、通常の事業の実施地域を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合、及び利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合、又は利用者がその介護保険施設への入院、または入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

(10) 退院・退所の場合の援助

介護支援専門員は、介護保険施設等からの退院、退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、円滑に居宅における生活へ移行できるよう、居宅サービス計画の作成などの援助を行う。

(11) 主治医からの意見徴収

介護支援専門員は、利用者が医療サービスの利用希望のある場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治医又は歯科医師の意見を求めるものとする。

(12) 主治医等の指示と留意事項

介護支援専門員は、居宅サービス計画に医療サービスを位置付ける場合には、主治医又は歯科医師の指示がある場合に限りこれを行う。医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合には、主治医の留意事項があればこれを尊重して行う。

(利用料、その他の費用の額)

第8条 居宅サービス計画費のうち、法定代理受領サービスについては無料とし、法定代理受領サービス以外については、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

大田市仁摩町

大田市温泉津町湯里

大田市温泉津町温泉津

大田市温泉津町小浜

大田市五十猛町

大田市大森町

大田市水上町

大田市大屋町

(法定代理受領サービスにかかる報告)

第10条 事業者は、毎月保険者に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出する。

(秘密保持)

第11条 事業所の介護支援専門員やその他の職員であったものは、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、担当者会議等で利用者・家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ、文書で同意を得ておかなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所の会計は、居宅介護支援事業と他の会計を区分し、期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 事業者は、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。

3 事業者及びその職員は、特定の居宅サービス事業者等によるサービス提供を利用者に強要または、当該事業者から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

- 4 事業所は、職員、設備、備品、会計に関する諸記録を整備しておくものとする。また、居宅サービス計画、サービス担当者会議、居宅介護支援の提供に関する記録を整備しておくとともに、完結の日から2年間保存する。
- 5 事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。また、利用者からの苦情に関して保険者や国民健康保険団体連合会からの指導・助言をうけた場合は、必要な改善を行うものとする。
- 6 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに保険者、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。賠償すべき事故の場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 7 管理者は、介護支援専門員の資質の向上のため、研修機会を確保する。
- 8 管理者は、常に職員の清潔の保持及び健康管理について配慮する。
- 9 事業所は、ハラスメントによって職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化など、必要な措置を講じる。

附 則

この規程は、公布の日から施行し平成13年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 9月 8日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 5月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年 5月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年 7月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する

附 則

この規程は、平成23年10月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し平成25年3月20日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し平成25年9月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し平成26年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し平成28年9月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し令和6年3月17日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。